

社会調査とプライバシー

井 垣 章 二

1 調査の前たちはだかるプライバシー

社会調査の目指すところは、価値あるデータの獲得にある。そのためには収集されるデータの情報は正確であるとともに豊富でなければならない。しかし対象が人間であることによって、この情報収集はさまざまなかたちで制約されざるを得ない。調査の対象者は情報提供者あるいはデータの給源としてのみ存在するのではなく、個人として尊重される人間、権利を有する市民だからである。調査が拒否されればどうにもならないし、協力が十分でなければ調査は成功しない。

調査される側からの社会調査の問題は、かつて関連する二つの論文において試みたところであった。⁽¹⁾ それから早くも二〇年近くが経過し、とりわけ七〇年代以降、ますます論議をよぶ問題となった。対象者の個人尊重を中心規定に含む社会調査の倫理綱領がアメリカ文化人類学会（一九七一年五月）社会学会（同年九月）心理学会（七二年一月）において相続いて採択され、この問題についての新たな展開をわかえた。⁽²⁾ ゆえにここに、新しい資料を加え、改めてその考

察を試みるものである。

調査に対する反対運動が起こり、また調査が行なわれても不能や拒否が増大し、調査に対する協力は低下傾向にある。調査者はこれを「調査環境の悪化」という。調査が人びとに受けいれられ難くなってきているのである。問われる質問への疑念(何故そんなことまで答えねばならないのか)、目的と結果の利用についての疑念(何のための調査なのか、自分に役立つことに利用されるのか、不利になるように利用されないか)、そしてコンピュータの発達によるデータの処理と保存および利用能力の飛躍的な発展にもなる不安(自分に関する一切の情報が集中保管され、何に利用されるかわからない)が人びとをとりまわっている。そして調査という情報収集活動へのさまざまな抵抗と回避は「プライバシーの侵害」という名においてなされる。

一九七三年アメリカ統計協会は著名な社会学者、調査研究者を召集し、社会調査が現在直面する諸問題について検討を行なったが、調査が看過できない困難な状況におかれていることが認識された。六〇年代八〇パーセントから八五パーセントであった回収率は、三、四回の訪問をくりかえしてすら六〇パーセントから六五パーセントと著しく低下している。すなわち調査不能が三五パーセントから四〇パーセントにおよぶわけであるが、その内容は不在と拒否がほぼ半々だという。人口の流動性、共働きその他都市生活における個人の家庭不在傾向の増大と市民の間での調査への疑念、嫌悪の増大によるものである。⁽³⁾このような、人びとがかつてのように調査を素直に受けいれなくなり調査が難航する状況は世界共通の、とくに先進国における大きな問題となっている。このことは、この問題についての国際会議が一九七四年のバリを皮切りにベルギー、ケルンと次々と開催されていったことにも示されている。⁽⁴⁾

調査に対する市民の反応は、その調査が、誰が、何のために、何を、誰に対して行なうかによって異なるであろう。国家が行政上の必要から全国民に対して行なう国勢調査、新聞社が行なうサンプルによる世論調査、研究者の行なうさまざまな課題での特定対象の設定による調査、その改良を目指して病理問題を課題とする貧困地域の調査等々、社会調

査はさまざまである。人びとが調査に応じるか否かは、彼らがその調査をいかに受けとめるかによるであろう。それには調査する側、すなわち調査のスポンサー、調査機関、調査員をどう受けとめるかということとともに、彼ら自身、すなわち調査される側の市民の意識や態度、そのおかれた状況が関係するであろう。まず調査に対する国民全体の反応を把握するために、国民を対象に含む国勢調査について考察してみよう。

センサスすなわちわが国でいう国勢調査の世界史は一七九〇年アメリカに始まり、一八〇一年イギリス、フランス、ドイツその他ヨーロッパ先進国の次々と始めるところとなる。イギリスの場合、この調査の創設にあたって、大論議が起ったとのことである。そしてこの現代、一九七一年調査は、それ以来の大騒動をひき起こした。議会では激しい論議がたたかわされ、市民は反対運動にたちあがった。一九七〇年、政府はケネス・ヤンガーを長とするプライバシー委員会を発足させ、調査による情報収集とその保管、利用をめぐる専門的審議を開始した。アメリカにおいても七〇年調査に先立って黒人グループを先頭に、その他市民の団体や組織の反対運動があり、西ドイツでは一九八三年、一三年ぶりに行なわれることになった国勢調査は、市民のすさまじいまでの抵抗にあり、中止に追いこまれた。その少し前、オランダでも拒否運動によって実施は失敗に終わったとのことである。丁度西ドイツ滞在中にこの事件を目のあたりにした暉峻淑子は、その観察と情報収集から次のように市民の反対理由をまとめてい⁽⁷⁾ている。

① コンピュータによるデータ処理という技術条件のもとで、プライバシーなどの基本的人権が守られるのかどうか、根本的な検討やテストが行なわれていない。② 質問項目のそれぞれについて、なぜその質問が必要なのか説明されていない③ 調査結果は国家による国民の管理統制や、保険会社の利益に利用されるだけで、生活の福祉に役立たない。プライバシーを侵され、統計の完全主義の犠牲になるのはごめんだ。調査用紙の質問項目のひとつひとつが何のために必要か。それに答えれば国民にどんな利益が約束されるか説明されない限り、調査を拒否する。

わが国においても、この七〇年（昭和四五年）調査は、国勢調査に対する国民の反応を変化させる新しい状況を生み

だした。それには、この調査に先立つ六ヶ月前（七〇年三月）政府が国民統一コードいわゆる国民総背番号制の構想をうちだしたことが大きくかかわっている。周知のように行政事務の高度な能率化のためのこの制度は、個人に関する詳細なデータを一点に集中し、コンピュータの操作一つによって個人は完全に暴露され、さまざまな目的のために、ときには個人の利益に反して用いられることも起こりうる。ここに全国民について個人に関する情報を求める国勢調査は、すべてを是とすべきか、国勢調査の意義を改めて問い直すことに進展していく。プライバシーといふことがいわれ、調査はプライバシーを脅やかすのではないかという疑念が深まっていくことになる。

八〇年調査では記入済みの調査票が回収時に調査員に見られないための密封封筒が初登場した。これは七一年イギリス調査で、同様の理由で実施されたものである。その個人的諸事項は、プライバシーであって、それが他人とりわけ顔見知りである調査員に知られ、流布することが恐れられたのである。

国勢調査の、国の側における当初の実施の意図は「社会組織の内容と国民生活の実状を審にし、善政の基礎をつくる」ということで、今もそれは変わらないことであろう。他の国々においても同様のことで、調査は重要な国家事業になっている。しかしこれをよしとしない国民があり、それが増大していくのである。さらに全国民でなく特定対象に限られた調査においても、一例をあげると次のような事態が起こっている。これは一昨年（一九八七年二月）全国で行なわれた身体障害者・児実態調査である。この状況を、調査反対グループ自身が記述するところをそのまま引用することによって明らかにしてみよう。⁽⁸⁾

一九八七年（昭和六二）二月一二日、多くの反対を押し切って「身体障害者・児実態調査」が行なわれた。行なわれたとはいっても、大阪府下の枚方市では、反対が強くて実施できなかったし、他市でも、調査日を大幅にずらして反対グループに隠れてこそこそ実施したり、とにかく実施したというアリバイを整えたのが実態で、統計として成立したかどうかは疑わしい。

厚生省は、この調査を実施するにあたって、一九八七年が「国連・障害者の一〇年」の中間年にあたることから、障害者・児の施

策をいっそう充実させる必要がある、そのためには基礎資料の整備が不可欠で、そのためにこの調査を実施する、と説明した。また前回のこの調査から六年が経過し、新しい資料が必要になった、とも説明した。

しかし、このような説明は、まったく説得力に欠ける。なるほど、施策を充実させる必要がある。なるほど、基礎資料も必要である。新しい資料も必要であるが、なぜこの調査でなければならぬのか。「調査区番号」「世帯番号」など、その調査対象の個人を特定化することができるやり方で、収入額、収入の方法、もちろんのこと障害の具体的かつ詳細な内容を調査することは、どう考えてもプライバシーを著しく侵害するものと言わざるをえない。「調査員」「調査実施機関」には「守秘義務」が課せられているから問題はない、というようなものではない。

プライバシーを大切にしている、というのなら、調査そのもののやり方を変えるべきである。すなわち、個人が特定できる、あるいはそのおそれが生じるようなやり方は一切すべきではないし、まずプライバシーに必要以上にはいりこむべきではない。

調査を実施する機関は、どの調査の場合でも、いかにもその調査をしなければ目的とするような資料が集まらないかのように三百代言を並べるが、たとえば、この「身体障害者・児実態調査」でも、この調査によらなくても、身体障害者・児が、日常生活、教育、雇用その他、ありとあらゆる分野でたいへんな状況に追い込められていることにすでに明白で、福祉事務所などを通じてわかっているはずのことである。

日頃、身体障害者・児自身が、あるいは家族が、こうしてほしい、あめしてほしいとさまざまな要求をぶつけても、あるいはそれ以前の問題としての、置かれている状況のたいへんさを訴えても知らん顔をしている行政が、こういう時だけ「みなさんが置かれている状況の最新の資料を得たいと思います」などといっても、誰も信用しないのである。

そして、また単なる「調査結果」の数字だけを問題にするのではなく、その「行間」を読みとることが大切なのだ。そのためには、何よりも日常の取り組みが必要である。形式的な一片の調査でとらえられるものではないのだ。

調査を行なう以上、それぞれ目的があり、必要があつて行なわれる。調査される側としての市民が、それに応じなければ調査はできない。これにすすんで応じる市民もあれば、やむを得ず応じる市民があり、拒む人もある。しかしほとんどの調査は、市民に応じられることになって実施できたのである。何ごとにも反対者があり、極端な反対者もあるものである。しかしそれらは全体の中のごく一部のハネアガリであり、あまり気にかけることはない、などとして見過す

わけにいかない。先の西ドイツの反対理由、この障害者調査のそれ、これらは調査される側の多くの人びとの心の奥に、いろいろな程度や形でくすぶっているものを尖鋭に顕在化させたものといえる。われわれは調査する側として、この問題を重大に受けとめ、改めて調査とは何かを問い、調査のあり方、調査者のあり方を問うのでなければならぬ。

調査への反撥・抵抗はそれがプライバシーの侵害ということをめぐる展開されている。今や、プライバシーやプライバシーの権利を無視して現代の社会と人間を語れないし、プライバシーを無視して調査は行なえない。ここにわれわれは、プライバシーとは何かを明らかにし、調査とどうかかわるのかを究明するのにならぬ。調査は人が人に対して行なう行為であり、その関係における問題、倫理の問題でもある。調査者は科学的であるとともに倫理的であらなければならないのである。ここに「社会調査」研究は、その方法・技術論に加えて、社会調査の倫理、調査者のあり方、基本的態度の考究を優るとも劣らず重要な課題として含めるのでなければならぬ。

2 プライバシーの概念

プライバシーという語は日常生活の中で気楽に使われているが、その意味するところは必ずしも明らかにされてのことではない。『広辞苑』によるとプライバシーは「私事が内密であること」「私事の秘密」とされているが、そのまま日本語になってキャッチフレーズのように使われている。その概念規定は第一に法学者によらなければならないであろうが、一義的な定義はいまだ困難なようである。

佐藤幸治はプライバシーに関する現代の状況について次のように述べている。プライバシー保護に対する国民の関心はますます高くなっているが、法学者の中にはプライバシーという語は、ミスリーディングな修辭にすぎず、その法的権利主張は無益をこえて有害ですらあるなど、プライバシーの独自性に強い疑義を表明する人たちがあり、一方、その

存在理由を積極的に評価する人たちでも、その性格内容をめぐって各種各様の見解があり、「混沌たる状況」にあると(9)いう。このような状況において、その概念究明を目指すことは全く能力を超えたことであるし、またそのものがここで(9)の課題でもない。しかしプライバシーが主題である以上、単にキャッチフレーズにとどめておくことは許されない。本章では法学者の諸規定を考察し、その理解を深めることにしたい。

プライバシーあるいはプライバシーの権利に関する法的論議はアメリカをはじめフランス、ドイツなどヨーロッパ先進諸国にその発展をみているが、わが国においては多くアメリカの資料に基づいて展開されているようである。これに(9)関する往年の二著、戒能通孝 伊藤正己編『プライバシー研究』一九六二年(昭和三十七年)八月、伊藤正己著『プライバシーの権利』一九六三年一月がはゞ同時期にデビューしていることを思い合せると、このあたりの時期が、わが国におけるプライバシー問題の一時期を画するものと考えられる。戒能はその序文に、「プライバシーという言葉は一時的な流行語から次第に日本語として定着しつつあるようである。だがこの言葉は単純な普通語ではなしに、一種の法律専門用語である。それだけに法律概念としてのプライバシーの意味をいかに定め、プライバシーなる概念によって保護される個人の私生活領域をいかに定めるかは、また民法学上の問題として残されていることの一つである」と書いている。折しもこの時、三島由紀夫の『宴のあとに』に対して、有田八郎がプライバシーの侵害として提訴し、マスコミでもそれが大きな話題となっていた。もう一つの伊藤の『権利』の方も、この提訴がそれを書く直接の動機であったし、またそれは専門書であるとともに一般読者向きに書かれたものであった。以上のことから、その時期、法学者とともに一般市民においてプライバシーが関心をあつめ、社会の問題となったことがわかる。

『研究』では、その巻頭にウオーレンとブランドスの論文“The Right to Privacy” 1890の訳が載せられている。

この扱いからみても、わが国でもこれがプライバシー論議の原点になっていることがわかる。彼らによると、法はもともと生命と財産に対する物理的侵害に対する救済を意味したが、法的な権利の範囲は次第に拡大され、「生命の権利

(right to life) は人生を楽しむ権利 (right to enjoy life) —— 一人で放っておいてもらう権利 (right to be let alone) を意味する」ようになり、「私生活や家庭生活」は「神聖な領域」で侵害されてならず、そして個人はすべて「自己の思想や感情をどの範囲で他人に表示すべきかを決定する権利を保障」され「自己の思想や感情の表明を強制されることは絶対ない。」そしてまた「たとえ彼が思想や感情を表明しようとする場合でも、彼は、一般に、それらに対してどの程度のパブリシティを与えるべきかを決定する権利を留保している。」とする。⁽¹⁰⁾

to be let alone 「一人で放っておいてもらう」あるいは「一人で居させてもらう」というこの表現は、簡明でかつ魅力的であるゆえに普及することになり、いわばプライバシーの合言葉になった。Black's Law Dictionary はプライバシーの権利を「ひとりで居させてもらいたいという権利であり、不当な公開から自由である人間の権利である。個人(または団体)が、自己自身およびその財産について、もし欲するならば公的なきびしい調査を許さないという権利である」と規定している。このプライバシーの権利の根拠は人間本来自由という自然法、そして憲法の人権に関する規定に求められる。この面のアメリカにおけるプライバシーの権利の考察から和田英夫は、プライバシーの権利は「憲法上きわめて広範な普遍的な権利であり、むしろ人自由▽一般や人権利▽一般そのものと置きかえうる概念のように思われる。それは、その基本的性格において、直接的には、日本国憲法第一三条に保障する個人の尊重と幸福追求権の規定を示唆させるものであり、また個別的規定としては、とりわけ、思想、良心の自由(一九九条) 信教の自由(二〇〇条) 表現の自由(二二一条) 居住移転、職業選択の自由(二二二条) 学問の自由(二三三条) 等の自由権の保障にかかわるとも考えられるし、また広い意味における人身の自由の一問題としては、行政権力∥警察権の限界の問題と関連して住居不可侵の原則(三五五条)の規定に関連をもつであろう」としている。⁽¹¹⁾

伊藤正己は一般向きには「個人の私事の秘密」と表わし、現在それが法的保護に値する問題に昇格したとし、人格権すなわち人間の生存そのものにもなる権利の一種としている。彼はこれをグリーンの説に従って次のように述べてい

る。「人格権は、身体の安全や身体の自由を第一とし、第二に感情や精神状態の安全、第三に人の活動力や表現力という人格の属性への侵害とされ、第四以下にはプライバシーの権利によって保護されるものに含まれている利益、すなわち氏名、肖像、経歴があげられ、そして最後に生活上他から孤立することは人間にとって本質的な人格の一面であり、他人から侵害をうけないで、自からの私的な領域を守る権利を含む。」そして彼はプロツサーの説に従って、プライバシーの権利の内容を次のようにまとめている。

- (1) 平穩な私生活への侵入（社会生活が複雑化すればするだけ、私人は自己の私生活が他人から隔離されることを希望する度合は強くなる。それに他人が介入し、侵入してくることは、プライバシーの侵害となる。）
- (2) 私事の公開（表現行為による私事の侵害＝暴露）
- (3) 誤認を生ずる表現（各誉毀損等）
- (4) 私事の営利的使用（たとえば有名な人の写真を無断で広告に使う）

かく四分されるが、(1)と(2)がとくにプライバシーの根本内容といえ、全内容に一貫した本質的特質は、第一に人格権として、私的な事柄が他から侵入をうけることによって蒙むる精神的苦痛が救済されることとされる⁽¹²⁾。それによって「精神や感情に苦痛をうければ権利侵害は成立しうる」⁽¹³⁾のである。

かつて佐藤幸治はロシターの見解をいれて、自由は独立、プライバシー、力、機会の四つによって構成され、プライバシーは自由を構成する一要素、一種の独立、特殊な独立であるとした⁽¹⁴⁾。本章冒頭の論文では丹念なプライバシー論を展開しているが、アメリカ最高裁の見解（一九七七年）をとりあげ、「私的事柄を開示されない」「一定の種類的重要な決定を独立に行使用することができる」とし、前者を情報プライバシー権（informational privacy）、後者を人格的自律（personal autonomy）のプライバシー権とする。さらに彼は、プライバシーは、個人対他者の一つの状況ないし一つの生活状態であって、個人に対する他者のアクセスが限定されている状態であり、ゆえに秘密、匿名、独立を構成要

素とし、なおさまざまな問題を含みながらも、プライバシーとは「自己に関する情報をコントロール（自からが決定すること）する権利」としている⁽¹⁵⁾。

以上においてプライバシーとは何か、それが人間にとってどんな重みをもつものであるか、明らかにされたと思う。プライバシーは流行語やキャッチフレーズどころか、自由、独立、人間としての権利、個人の尊厳など、人間存在の根柢にかかわる極めて重要な概念なのである。

3 調査者の諸見解

調査者あるいは社会科学者にとってプライバシーはどのように認識され、対処しようとされているのであろうか。社会調査のテキストブックは何よりもその方法・技術を中心課題とするものであるが、七〇年代以降、調査対象者の人間尊重、調査の倫理を含めるものが次々とでてきている。

たとえはマンハイム (H. L. Mannheim) は調査の対象者は、たとえ相手が逸脱者であれ、誰であれ、等しく人間であることによって、人間としての尊厳と権利を有し、それに含まれるプライバシーの権利を「個人の行動にインターフェアされることからの自由」としている⁽¹⁶⁾。ベリイ (K. D. Bailey) は、社会調査において常にプライバシーの侵害が問題となっているとするが、何がプライバシーの侵害であるか、非常に主観的であるとして、一般に回答者に不安あるいは罪の感情を起こさせるいかなる質問も、プライバシーの侵害になるとして、その心理的側面を重視している⁽¹⁷⁾。

そのものを中心課題としているものとして一九六七年のショバーク (G. Stoberg) 六九年のビールズ (R. L. Beals) のものがあつたが⁽¹⁸⁾、七〇年代以後次々と登場する。アメリカのものとしてダイナー＝クランドル (E. Diener & R. Crandall) 共著のもの、ホルク＝セシル (R. F. Boruch & J. S. Cecil) 共編著のもの、イギリスではバーンス (J. A.

Barns) のものとバルマー (M. Bulmer) 編著のもの、手にすることができたのはこの四点である。

ダイナー・クランドルは、プライバシーの権利は個人の自由、独自性、自律性等個人の尊厳、人間の基本的なあり方に關係するものであるとする。そしてプライバシーは個人の行動とともに思考を含み、社会調査がこうした個人に關する情報を求める以上、基本的な葛藤は不可避免的である。プライバシーは自身に關する情報をいつ、いかにして、どの程度まで他に伝えるか、自身が決定することである。自身についての深い、センシティブは事柄ほど、親しい問柄を越えて他に伝えられることはなく、プライバシーは行動、思考の自由、個人の多様性ととともに、彼のインティメートな境界を保持する役割をも演じるとする。ここに社会調査が、インティメートな範囲でのみ分有される個人的情報を求めるとき、相手を当惑させることになりプライバシーの侵害ということになる。ゆえに調査者はそれが相手を当惑させる可能性のある題材 (potentially embarrassing material) でないか、回答者にネガティブな反応 (negative repercussion) を惹き起こさないかどうか問わなければならないとする。⁽¹⁹⁾

ボルクリーゼンルのもものでは、その巻頭論文でライケン (H. W. Riecken) は、社会調査における最大の問題は、調査者对回答者の關係の問題、すなわち調査者は最大の情報を求め、これに対して回答者は危害となりうる情報の開示を最少にとどめたいとすることにあるとし、調査がどれだけ回答者のプライバシーをおかすが常に問われなければならないという。彼によるとプライバシーは個人の一つの状態 (a state of person) で、いかなる目的であれ、誰にも、あるパーソナルな情報を開示したくない個人の意志をいう。彼はプライバシーに含まれ混用される秘匿性 (confidentiality) はこれと区分される情報の一状態 (a state of information) であり、パーソナルな情報の受け手を制限する個人の願望⁽²⁰⁾とする。

バーンズは調査の対象者は researchee とか、object でなくとも subject とか見做すべきでなく、一人の人間、「市民」とすべきであり、「権利と義務を有する自律的な、責任ある個人」であることをつとに強調する。そして社会調査

は多く市民の生活のプライベート・セクターへの侵害を含み、たとえば調査員が彼の収入、政治的意見、投票行動、朝食の内容等について問うことはプライバシーの侵害であろうという。⁽²⁴⁾

バルマーは自からの巻頭論文で、調査の正当性と一人で放っておいてもらう権利をどう調整するかが課題であるとしている。ここでもプライバシーの権利は一人で放っておいてもらう権利であり、さらに詳しくは、ヤンガー委員会の見解「他人があなたの個人的問題に立入らないようにし、悩まされたり詮索されたりしないこと」をとりいれ、「個人とその行動については詮索されないこと」とし、調査の正当性をこれとどう調整するかを課題とした。⁽²⁵⁾

以上、調査者の見解は、調査対象者は、まず何よりも人間であり、人間としての権利、プライバシーの権利をもつ個人として尊重されなければならないこと、しかし調査はしばしばそのプライバシーに抵触し、これをどう調整するかということが課題だということである。また一概にプライバシーといっても、とりわけプライバシーとして強く意識される個人的事項があり調査のアプローチがむずかしいこと、秘匿性はプライバシーと深く関連するが、区分して考察するのがよい等、知ることができた。以後、展開の順序として、プライバシーを構成する個人的事項とは何か、調査はいかにそれにアクセスできるのかということから考察していくことにする。

4 調査事項とプライバシー

人はそれぞれ自分の心とからだをもち、この世界の中に自分の場をもち、自分の生活をつくりあげている。個人は独立し自由な存在である。しかし社会的存在として個人は社会と全く無関係に生きてゆくことはできない。氏名、性別、年齢、住所その他個人的諸事項は社会に記録され、多くの他の人びとに知られている。しかし名前をいうだけのこととしても、日常生活においてすべての場面において必要ではなく、彼が必要と判断するとき、相手からの要求であるとし

たら、それが正当であると判断したときに限られる。多分、もっとも抵抗のない質問は、男か女か、若いか年配者かなどであろう。それらは彼の存在そのものによって広く社会に表明されているからである。ゆえに質問の必要もない。質問の必要なのは、それによってのみ明らかにできるからである。

日常生活においては、自分をどこまで明らかにするかは、時と場合における自分の判断である。どこまでということになると、数量の問題であるとともに質の問題でもある。伊藤正己が「人には、たとえば真実であっても他人に知られたくない私事があるのであり、これを保護するのがプライバシーの主たる役割」というように、⁽²³⁾誰にも一切他人に明らかにしたくないことから極く親しい人へのみ明らかにされるもの、ある程度人に知られてもやむを得ないとするもの、ほとんど気にしないものまで、いろいろ段階があるであらう。求める情報の種類すなわち質問の内容とするとどうであらうか。前述のライケンはアメリカ市民自由連盟 American Civil Liberties Union が勤務先におけるプライバシーの研究として、従業員が回答はしたものの問われるべきでないと思う質問があったかどうかを問う調査を紹介している。それによると「あった」と答えた人は一五パーセントで、それは「宗派」「用いている避妊方法」「両親の夫婦状況および経済的地位」であった。しかし彼はこの引用をするものの、何がプライバシーの境界線であるのか、その測定は困難で、この種の調査は成果をあげていない⁽²⁴⁾という。

一九七〇年ハリス世論調査ではこれまでにプライバシーを侵害されたことがあるとする人は三四パーセントで、その内容は次の通りであった(表1)。

センサスや世論調査等社会調査によってプライバシーが侵害されたと思っている人が一〇パーセントから一四パーセントあるということが注目される。

ヤンガー委員会の行なった調査、「あなたについて、いくつかの情報が知られているとして、あなたのお考えをお書きします。あなたは次の情報のうち、どれを知られるのがいやですか」という質問に対する回答は次の通りであった

表1 プライバシー侵害の経験

プライバシーの侵害	侵害された	侵害された ことはない	わからない
あなたについて沢山の情報を 集めているコンピュータ	19(%)	71(%)	10(%)
信用販売	19	76	5
政府への税申告	17	79	4
窓からのぞきこむ人	17	80	3
電話の盗聴	15	81	4
他人との会話を立聞きする人	15	81	4
政府が行うセンサス	14	84	2
就職の際の面接	11	83	6
あなたの家族のうわさ話をする隣人	10	86	4
世論調査員	10	86	4

社会調査とプライバシー

ルイス・ハリスの1970年の国際世論調査 (バルマー『前掲書』17ページより)

(表2)。

これに関するデータとしてわが国の場合、ほぼ同時期における、行政管理庁の調査結果(一九七四年)がある。それは東京圏と行田市で行なったもので、一三項目をあげ、「このなかで、あなたとしては他の人にあまり知られたくないものがあれば○印をつけてください(いくつでも)」と質問したものである(表3)。それによると「年間収入、財産状態、信用、納税額などの経済的記録」三四・五パーセント、「支持政党、宗教など個人の主義信条に関する記録」二〇・〇パーセント、「学業成績、学歴、職歴など自己の過去の記録」一九・二パーセント、「家族、親族関係等家庭生活に関する記録」一「病歴(精神病を含む)、身体の障害などの記録」一二・二パーセントであった(パーセントは東京圏のみ)。「特になし」という回答は四八・一パーセント、行田市では五二・五パーセントにおよび、第一位の「経済的状态」ですら三人に一人にとどまっている。これを評し藤竹暁は、日本人のプライバシー意識は明らかで強いものはなく、「あいまい」であるとしている⁽²⁵⁾。

ヤンガー委員会調査においても示されているように、性行動はプライバシーの最たるものとされている。しかしこの極めてふれ難い課題そのものについても調査は可能であった。あの有名なケンゼイ

表2 全国標本における情報のタイプごとの微妙さ

自分についての情報が利用されることに反対	回 答 率
性 活	87(%)
取 入	78
病 歴	51
政 党	42
電 話	34
住 所	33
宗 教	28
(妻の) 旧 姓	18
学 歴	17
職 業	12
人 種	10
国 籍	8

(修正済み標本合計=1,596)

プライバシーに関するヤンガー委員会報告(1971)
(バルマー『前掲書』18ページより)

表3 行政管理庁プライバシー調査

14	特になし(上の項目で1つも○がつかない場合)
13	犯罪に関する記録
12	交通違反に関する記録
11	支持政党、宗教など個人の主義信条に関する記録
10	趣味、嗜好などに関する記録
9	病歴(精神病を含む)、身体の障害などの記録
8	年金・生活保護等の公的扶助の受給の有無
7	年間収入・財産状態・信用・納税額などの経済的記録
6	動に関する記録
5	職種・地位・団体加入の有無などの社会的地位及び活
4	学業成績学歴・職歴など自己の過去の記録
3	結婚歴・離婚歴
2	家族・親族関係等家族生活に関する記録
1	出生地・戸籍
	現住所及び電話番号

(A. C. Kinsey)の研究は、自身についての情報をすすんで提供してくれる人を応募することによって、この問題を解決した。応募を試してみたものの、果たして実際にどれだけ集められるかという調査者の不安をよそに、応募者は続々と現れ、調査者はうれしい悲鳴をあげる事態になったという。三、四〇年も前にすでにそんなことがあり、また今日の性の解放化現象について考えると、一般市民の性に関する情報の開放度は、かつてよりいっそう進んでいるかもしれない。しかし現代においても最もセンシティブな問題の一つであり、一般市民を対象とする調査はなお困難であろう。

ダルニアス(D. Dalenius)はふれ難い問題が直接問われるとき、無回答や拒否が増大することのほか、もう一つに

は、真実をいわずに適当にとりつくりつた回答で済ますことが起こるとし、拒否や無回答の大きさそのものとともに、いかげんな回答が多く含まれることによって、調査が損なわれ、調査全体にとって大きな問題という。⁽²⁹⁾ またダイナールは、センシティブな問題として、性行動のほか、宗教、収入、人種差別、さらに知能や正直とか勇氣とかについての個人的事項をあげるが、性行動ですら人によるし、何がセンシティブかの一般的判断は困難としている。ゆえにこれについてはパイロット・スタディが必要であり、非常にセンシティブなものは対象者におけるリスクが大きく、調査の利益を越えるゆえに、かかる質問は含めないのがよいとしている。⁽³⁰⁾

オランダでは家族の食事風景など一家団欒の様子が明るい窓を通して通行人の目に開放されているなど、内部を意識的に外へさらす習慣があることは、よく人の知るところである。このオランダのガラス窓とイギリスにおけるカーテンを対比し、コープ (D. R. Cope) はプライバシーの意識は、人間の先天的メカニズムに由来するのではなく、文化的に規定されるもので、社会によって異なるとしている。またバルマーは、このオランダやスカンジナビアでは、国民について基本個人情報定期的に更新されて保管される中央国民登録、いわゆる国民総背番号制が確立されているが、イギリスやアメリカの国民からすれば、それでよく国民はだまっているものだと感じている。⁽³¹⁾ スウェーデンでは個人の所得等詳細な記録を閲覧もできるといふ。国民の性質とか習慣というより、これはバルマーもいふように、国民の国家に対する態度、国家と国民の関係であろう。生活が個人の消費によるよりも社会による保障に重点をおく、高負担、高福祉の国家は、生活のかかる社会化によって全国民が一家として暮らしを支えているような、ともに同じ社会構成員であるとする協同意識が存在するのであるか。しかしそのスウェーデンでも、たとえば毎月勤労調査など国の行なり重要な調査で、無回答率はかつての三、四倍にもなっており、調査における無回答率の上昇、すなわちプライバシーによる調査への抵抗は世界的傾向であるといふ。⁽³²⁾

一九七一年国勢調査に先立ってイギリスは、アメリカやカナダでは質問項目に入れられている所得に関する質問を調

査に含めようとした。しかしそれは大論議をよぶことになり、結局、イギリス国民の現状からプライバシー侵害が大きいとして成らずに終った。⁽³⁰⁾一方アメリカでは、従来含まれていた宗教に関する項目は、国民がプライバシーの不当な侵害と考えている事実を照らして、一九七〇年調査から除かれることになった。またわが国では、八〇年調査で、出生率や人口動向把握の一つの必要から出産力（妊娠回数等）が加えられることが計画されていたが、はなはだしいプライバシー侵害という市民の反撥から成らずに終った。

このように何がプライバシーの侵害として反撥されるかは質問によるし、人にもよる。調査に含める質問は、全てとはいわないにしても、大多数の人びとに抵抗のないものだけに限らなければならないのであろうか。先に述べたように現代社会において、性についての情報がかつてより開放的になったかも知れないことがいえるとともに、その一方では、調査等において、かつては答えるのにはばからなかった個人的事項にも、抵抗を感じるものがますます多くなっているのではないかということがいえないであらうか。プライバシーの意識が強化し普及してゆくことによって、ますます多くの個人的諸事項がプライバシーの領土内にとりこまれ、そしてそういう人たちが増加していくのではなからうか。社会調査はますます困難な状況にたたされるところである。しかし調査は社会がそれを必要とし、是非とも行なわなければならないものである。プライバシーを生み育てたこの社会は、同時に、あえていえばそれゆえに、社会調査をより必要とする社会である。

伊藤正己はプライバシー成立の社会的条件を産業革命後の都市的社会の出現に求め、次のように述べている。「社会における個人相互の関係が、多角的になり、複雑化してくると、錯綜した分業にみるように、それによって人と人との微妙な共存関係が緊密になるのであるが、それにかかわらず、いなむしろそれ故に、私的な生活領域における個人の間は稀薄になってくる。いわば経済生活の維持その他の自己の生存のために他人に依存する度が高まるほど、私的な生活が他人の眼から解放される希望が強まってくる」。⁽³¹⁾デュルケムは近代社会を分業あるいは社会的分化によって

特徴づけた。解き放たれ独立したかにみえる個人は、実は分業によって無数の他に、すなわち社会的絆に結ばれている。社会をめぐる個人の独立と依存、個人と社会のこうした接続ないし関係がプライバシーというものを生みだすのである。

かつて人間の生活は、閉鎖的、固定的、静止的な、そして単純な構造の小社会においてであった。人はそこで一体として生活し、個人は集団の中に埋没され、個人の独立はなくプライバシーもなかった。今や人びとは変化の激しい流動的な大社会に住み、相互監視的な小社会の絆から解放され、それぞれ自分の生活を築きあげることができ、独立を勝ちとった。生活の個人主義化が進行し、匿名社会における自由はいっそうそれを促進した。共同長屋、共同便所、共同浴場がバス・トイレ付きアパートになり、家族についても子どもですら個室をもつことによって生活の個別化は進行する。人は他人から見られなくなり、他人は見えなくなっていく。人はそれぞれ自分の領分を得て自分として独立する。存在は意識を規定し、その意識が存在を確定する。そこに自分自身の生活があり、領域があり、意識がある。かくして自分の領分はプライバシーとして侵害は拒否される。それはまた、生活の豊かさをあらわすものといえる。貧困社会で、本来、プライバシーの確保は困難である。

個人の生活の独立とプライバシーを高めたこの社会は、ますます社会調査を必要とする社会である。皆が同じような生活をし、同じような意識をもつ小社会では、人びとや社会の状況は皆にわかっていることであり、多く調査の必要はない。これに対し生活の個別化が進行し、多様化し変動する現代社会は、調査をするのでなければ、その姿をはっきり捉えることができないからである。個人から見えにくくなった社会は、社会からすれば個人は見えにくくなったのである。この社会は何ものなのか、社会の現実を知らずして何ができるであろうか。調査は是非とも行なわなければならないのである。

真理の追求、知識の獲得と蓄積を目指さない科学はない。知は無知よりすぐれ、知る権利はすべての人間の権利であ

る。知識は究極的に人類福祉に貢献しうるよきものである。科学はあくことなき事実発見に向い、さまざまな領域、さまざまな課題において、さまざまへ調査が行なわれる。その調査の前にプライバシーはますます強くなったちはだかる。調査者はどうしたらよいのであろうか。

5 調査者の倫理と責務

今後において人びとのプライバシーの意識は、ますます高まり普及していくことであろう。それについては調査者としてどうしようもないことである。調査者のできることは、この状況にかかわらず、どのようにして調査に協力してもらうか、その対応の手だてを確立することである。人びとが調査に敵対するのではなく、好意的で、それを受けいれられることである。その前提は調査が、すなわちその意義と必要性が人びとに理解されることである。

1 真に重要な調査であることの確信

コープは調査の頻度が入びとの調査の受容と関連するという見解を示している。すなわち、調査が稀れにしかなく、その意義が説明されないまま行なわれる場合は入びとのあいだに敵意を生みだし、プライバシーを根拠として反対は広がる。反対に余りにも頻繁に行なわれると、煩わしいとされ、拒否率は高くなり、プライバシーを基に反対が起こる。頻度がほどほどであれば、煩わしさよりむしろ親近感をもって迎えられ、プライバシーによる反対も最低になるとい(32)う。これはコープの感触で、証明されたことでなく、またわれわれを決して納得させるものでもないであろう。とすれば、わざわざ引用するほどのものではないが、われわれに次のことを考えさせてくれる意味をもっている。すなわち調査を行なう以上、真にその必要性のある有意義な調査でなければならぬということである。

調査はすべて、調査者が必要とするからこそ行なうものであるが、調査対象者の側からすれば、それを望んだわけで

なく、必要とするわけでもない。時間と労力の提供を強られ、生活を妨げられ、ときには答えたくない質問に回答を求められたり、当惑させられたり、決してよきものとはいえない。人によっては退屈な午後のひとつ時を、聞き上手の面接員に話せる楽しみ、誇り高き市民として自分の政治的意見を求められたという自尊心の満足、常々言いたいと思っていた製品の不備にも申し、自分の意見がメーカーに伝えられ変化を起こさせる自身のパワーの確認等、調査をまず有意義な経験とするかもしれない。だからといって、すべての人びとに満足をもたらえるものといえるものでなく、調査は一般に煩わしく、迷惑なことである。いかげんな目的のために、いかげんな調査をすることは決して許されない。

一つの不適切な調査は、その対象者に対する被害だけに止まらず、調査というもののイメージを損ない、以後の調査に影響し、被害は調査全体におよぶ。どんな調査でも、必要があってこそ行なわれるといえるが、調査者に、その意義や必要性についての固い確信があつてのみ行ないうるということである。調査者自身が確信をもてない調査を、どうして人びとに理解してもらえ、協力を得ることができらるであろうか。もし人びとの強い反対があれば、なおのことである。

2 調査事項(質問)の厳選

これに関連して、調査票に含まれる項目・質問は、その課題に対して真に有用なもののみに限らなければならないということである。多くの人びとにプライバシーの侵害として受けとめられるような質問は、それが調査主題に関係する絶対必要なものでなければ加えるべきではない。あれもこれもと、面白そうだからといって思いつきで質問を並べることは、もともと調査の原則からあつてはならないことであるが、このことは対象者尊重の面からも厳に戒めなければならない。何にせよ一人だけの考えでは限界のあるものである。ダイナミックランドルはこの際、他の人びとに批評してもらい意見を求めるのがよいとし、その場合、仲間や専門家のみでなく、それ以外の人を含めるべきとしている。⁶³

前述したように、国勢調査において、イギリスでは「所得」の項目が入れられず、アメリカでは従来あつた「宗教」の項目が削除され、わが国では「出産力」の挿入が成らずに終つた。いずれもプライバシーの観点からのことであつ

た。国家としては、複雑化多様化する社会状況において、ますます見え難くなっていく民衆とその状況を明らかにするために、質問項目は増したいであろうが、反対に減っていく傾向にある。これには、プライバシーの問題とともに、調査の目的を再認識し項目を厳選するということがかかわっている。これに関して北川隆吉は、現代わが国の国勢調査について、それが「全国的規模で個人のプライバシーにたちいる調査」となっていること、ゆえにこの際、「一層のプライバシー問題とかかわる検討が調査票自体について必要」とし、「いずれにしても、国勢調査が人口調査であることにたちかえって、——国連での国際協定を軽視するわけではないが——出来うるかぎり調査項目はシンプルにすべきである」としている。⁽⁴⁾

しかし性行動とか逸脱行動とか、また家族研究における離婚とか極めてプライバシーにかかわる、すなわちテーマそのものがセンシティブである調査の場合は、どうなるのであろうか。人間行動の解明と問題解決の施策のためにも、かえってこうした分野での調査の必要性は高い。キンゼイがしたように、情報提供者を応募して行なうことは一つの方法であろう。しかしこれではサンプルは偏らざるを得ず、問題の客観的実状を明らかにするには限界がある。ほとんどの調査はランダムに選ばれたサンプルについて行なわれるのであろうが、調査は、どんな調査であれ、いずれにしても、調査対象となる人びとに協力を求め同意を得るしかない。

3 インフォームド・コンセント

同意についていえば、ある種の参与的観察のように全く同意なき調査もある。これについては次稿でとりあげる予定であるが、ふつう調査は何らかの同意を得てのみ行ないうるものである。調査者側としては、何はともあれ相手対象者が同意し調査に協力してくればよいのであるから、いわば相手をうまく言いくめる説得方法を考えるかもしれない。十分な説明を行なわなかったり重要なことを伏せておくとか、ひどい場合は、明らかな偽りが含まれる。しかし断じてそういうことがあってはならない、というのが今日の考え方である。同意は「インフォームド・コンセント」(Informed

consent) でなければならぬとされるのである。

対象者は調査に応じるか応じないか決定しなければならぬわけであるが、それはその調査の性質や内容によって判断することになる。インフォームド・コンセントは「説明に基づく同意」「事前の承諾」とされるもので、もともと生体医学の分野に関するものである。それは、最大限の手だてがそれに対して講じられるものの危害の可能性も含まれる生体実験治療は、被験者が自分の意志で同意していることをいう。この要件は次のようにまとめられる³⁵⁾。

- (1) 調査への参加は、ボランティアなものであることを対象者が知っていること
- (2) 参加するかどうかの決定に影響する調査の諸相が十分伝えられていること (informed)
- (3) 参加したとして、途中でやめることができる自由をひき続き保有すること

すなわち、調査に応じるか応じないかは全く自由で、説明をきいたうえで対象者自身が決定できるようにすることである。この場合、判断材料となる説明は正確で十分でなければならぬというのがポイントである。対象者は何もかも十分知らされたうえで、参加することも拒否することも、どちらも自由に選択できる状態の中で、参加に同意し、自発的に調査に参加することである。拒否することもまた権利としてあり、妨げなく拒否できるのでなければならぬ。

このようにして同意が得られれば、問題の一切が解決されたかというところ、なおいろいろ考えなければならぬ問題がある。第一に、ダイナミクスというように、それをただ形式的機械的に用いることや、同意があるからとして対象者を擁護する配慮をおろそかにしたり、それをたてに責任転嫁したりすることは決して許されぬことである。また別の問題として、たとえば性行動についての情報提供を夫が同意しても、妻のプライバシーはどうなるのかという問題などがある³⁶⁾。

なお主要な問題が二つある。一つはインフォームされる内容が測定に影響し調査が損なわれぬかという問題である。インフォームド・コンセントは、誰が何のために行なう調査か、どういう内容であって、対象者に好ましくないこと(も

しありとせば、も起こるかもしれないこと、すべて調査の中味が正直に明らかにされることが要件である。何が測定されるのか、多くを伝えてしまうと、それについて対象者を意識させてしまい、回答に作為を生むなど、調査が状況を変えてしまい、ありのままの事実の測定を誤まるかもしれないのである。とくに心理テストや意識の測定についてそうである。心理学者の行なう調査の中には、生体実験治療と似た面を含む調査もある。医学においては肉体が答えを出してくれるが心理学の実験テストでは、説明そのものが心理状況を変化させてしまい、また結果も対象者の言葉の上の報告としてもたらされるから、客観的測定はむずかしくなる。一般の社会調査でも多く意識についての項目を含み、また事実に関する諸事項でも、調査の内容の説明によって影響を受けるものもあろう。ゆえにどこまで詳しく伝えるかについては、いろいろ見解がわかれている。しかしアメリカ心理学会の調査倫理綱領では、このインフォームド・コンセントはその中心に据えられる重みをもって述べられている。文化人類学の綱領は、これについて「調査の目的はできるだけ十分に伝えられるべし」というのみで、社会学会のものではふれられていなかったが、改正綱領ではインフォームド・コンセントが入れられている。

明らかなうそや重要なところを隠したりすることは決して許されない。うそは科学にも倫理にも反するものである。「だまし」はもちろん、不当な「かくし」もなく、そして回答をできるだけゆがめないように、慎重に配慮した、正直な説明がなされるべきであろう。

もう一つの重要なことは、対象者のおかれた地位、立場とかがわかることの問題である。インフォームド・コンセントは、参加も拒否も全く同等に自由に決定できることであるが、対象者のおかれた立場では、拒否がし難く、同意が強いられるような状況が、場合によっては、あることである。いわば弱い立場におかれている人たちの問題である。たとえば施設の長が調査に同意し、入所者に同意が求められる場合、長の同意していることを拒否することは、さまざまないが、あつて踏みきれないことが起こらないであろうか。日常直接利害関係にある長のよしとすることは、よしとしてこた

えるのが有利——少なくとも無難であると考えるのが人情であろう。同じことが学校における教師対生徒・学生、企業における雇用主と従業員、大きくは大人対子ども、先進国対発展途上国における調査関係についてもいえる。ある意味でそうした人たちは囚われの人びとといえるかも知れない。サイクス(G. M. Sikes)の描いた囚人社会の自由と独立の剣峯状況は、刑務所ばかりではなく、軍隊をはじめ、福祉施設その他の組織体に、程度の差こそあれ存在するのではなからうか。かつて敵国人や犯罪者は死にも至る生体実験にも使われた。個人として尊重される条件のないところでは、自由も独立もプライバシーも、そして自己決定もないのである。

これについて、バルマーらの『発展途上国における調査』の中でワーウィック(D. P. Warwick)のいうところに注目しなければならぬ。彼は途上国調査においても当然、その住民のインフォームド・コンセントが必要としている。かつて初期文化人類学調査は、その調査結果の発表を地図、写真を含め対象者の実名も明らかにして報告書を書いた。それは、その地に影響力をもつ内外の権力者に利用され、情報提供者自身に危害がおよぶ可能性もあったわけである。同じことが自国内の調査ではできないことは知っていたが、遠く離れた「未開人」であることによって、個人としてよりは調査の対象としてのみ受けとめられていたからである。発表についての了解も、また調査することについての了解も、丁寧な説明のうえで求めることはなかったであろう。今や人権はすべての人間のものであり、調査の倫理はそれを許さない。ワーウィックは、そこにおいても調査対象人口への「義務」(obligations)として、対象者のプライバシーを侵害しないこと、どこも基金により、どんな調査であるか、よく説明し、理解されたうえで同意を得るインフォームド・コンセントがなければならぬとしている。そして途上国の村むらではよくある、読み書きができず、調査というものがほとんど理解できない人びとには、そうした人たちにもわかってもらえない種類の説明のできる人(cultural interpreter)が必要だとしている。⁽⁸⁸⁾

かつて調査の対象は劣位にある人びとであり、調査は伝統的に上から下への作用であった。専制的・非民主的國家が

民衆を、上層・知識階級が下層・貧困階級を、文明国が未開国をであった。ラウンツリー(B. S. Rowntree)は前世紀末の有名なヨークにおける貧困調査において、もの言わぬ貧しい人たちの代弁者といい、ルイス(O. Lewis)は文化人類学者は久しく未開の人びとの代弁者であったし、この二〇世紀社会においても、現在発展からとり残された貧しい人たちの代弁者たねばならないとし、ミード(M. Mead)は文化人類学は対象者(subject)というものはなく、相互尊重と信頼関係の中の情報提供者との協同作業(work with informants)あるのみといった⁽³⁹⁾。調査対象者の立場にたち、その福祉に深い思い抱くこと、それは調査者の基本的姿勢として常に変ることのないものである。しかし、彼らがそらだというわけでは決してないが、その人びとの「ために」というのを、調査者のひとりよがりになってはならないであろう。対象者である人びとの「ために」なる調査であるか、その調査をよきものとして受け入れるか、判断を下すのは対象者自身である。ダイナーらは個人の自由と尊厳を最高価値とする西洋文化においては、個人の選択の自由と自己決定を含むインフォームド・コンセントは、あらゆるプロフェシヨナル倫理の中核をなすものだという⁽⁴⁰⁾。どこにおいても人間は人間として尊重され、扱われなければならないのである。

パインズの指摘をまつまでもなく、⁽⁴¹⁾戦後、植民地は先進国の被支配を脱却し、自由と独立をかちとり、同じように被支配の民衆は、権利ある一人の人間、自由と独立の個人であることを確立した。これは個人の地位の向上、すなわち調査の対象者の地位の向上にはかならない。調査者も被調査者も、全く地位において差のない対等の人間であり、科学も国家もこの人間の重みをふみにじることはできないのである。

4 秘匿性の厳格化

秘匿性あるいは秘密保持(confidentiality)はかつてよりプライバシー保護の中心的手段であり、調査の常識であった。調査において収集された個人データは、調査者が調査目的のためにのみ用い、他に漏洩されたり、他の目的に使用されることはないということである。しかし現実には、さまざまな理由で秘匿性があやふやになり、ときには名のみの

秘匿性に終ることもあり、そうなれば対象者をだましたことになり、許されないことである。秘匿性の厳格化、徹底化がはからなければならない。この問題は、便宜的に、情報収集時におけるものと、収集後におけるもの、そして結果の発表におけるものと三つの段階に区分して考察することができる。

(1) まず収集過程における秘匿性から始める。ふつう対象者への調査の説明としては、「すべて研究のため、統計のためのものであつて、あなた個人がどうかというのではなく、決して名前は出さないし、絶対に迷惑をかけることはない」等ということであろう。すなわち匿名性と秘匿性の保障である。人びとはそれを信頼し、調査を受けいれ、プライバシーとして抵抗を感じる質問にもあえて答えた。この段階における匿名性の確保は、面接よりも質問紙の方が調査法としてすぐれている。無記名の質問紙の集合調査や郵送調査であれば匿名性は完全に近い。この場合、無記名はその通り無記名であったが、質問紙にこっそりと記号または何らかの印しをしのばせて、調査者側に分かるように仕掛をすることは、相手をだますことであり倫理上、許されるべきことではない。国勢調査は質問紙の留め置き調査ということができるが、前述にもあつたように、イギリスやわが国では、密封封筒に入れて提出することができるように改善された。こうしたことから、一般に、調査で無記名であり匿名性が保障されているというのなら、実施と回収において、真にそれが確保されている実際的な手だてが講じられるのでなければならない。

面接の場合はどうであろうか。社会調査は個人そのものの取調べではなく、社会の全体的な傾向の把握を目的とし、個々の対象は全体を構成する一要素にしかすぎず、名前と結びついてその情報が必要なのではない。すなわち本来無記名でよいのである。しかしたとえば訪問面接調査の場合、調査員は、住所、氏名とともに、見聞きする限りで明らか、その個人を前にして情報を収集しているわけであるから、プライバシーは面接場面では、すべて暴露されていることになる。その個人情報調査員から他に漏れないという絶対的な保障はない。ゆえにこの際の秘匿性の確保は、調査遂行とともに調査員の最も重大な責務として堅持されなければならない。

(2) つぎに、収集後の問題、記入済みの調査票の保管の問題である。調査票は氏名が記載されていることが多い。その対象については調査は完了したという確認として、その他調査上の扱いにおいて氏名は便利である。いうまでもなく個票は調査にとって宝物のように大事なものであるが、名前と結びついてそれがあれば、その対象者個人にとって極めて重大な個人的資料であることを深く留意しなければならない。他の人びとの目にさらすことは絶対あつてはならない。保管は厳重になされなければならない。

保管された個人データを他が、とくに国家権力等、強制力をもつ相手が開示を求めたときどうするかという問題がある。かつてケンゼイの研究において、国務省、FBIがある個人データの開示を迫った事件があった。ケンゼイはこれを断固として拒み、召喚が求められるなど強制力をもってするならば、全データ・ファイルを破壊するとして、それを⁽⁴³⁾守った。また第二次大戦中の一九四二年、アメリカ陸軍省はセンサス局に、一九四〇年時に西海岸に居住する日系アメリカ人の氏名と住所の提出を求めたが、個人の提出したセンサス・データの開示を禁ずる法条項によってセンサス局は、その提供を拒否したのである。⁽⁴³⁾

こんなスケールでなくても、個人データが調査者以外に開示されることの問題は、調査においていろいろ起こりうるのではないかと思われる。自治体の依頼をうけて特定地域の調査をした研究者は、個人データを行政に全く秘匿できるであろうか。研究者が行なった学童調査の個人ファイルを学校当局は欲しがらないであろうか。同じことが企業や施設における調査とその他についていえるであろう。当局はそのデータを当人の福祉のために役立てることもでき、逆にコントロールのために用い、当人に不利益をもたらすかも知れない。ダイナーはこの点について、開示が当人のためになると判断できても、そのことについて当人からのコンセンストを必要とするといっている。⁽⁴⁴⁾

すべて名前と結びついてデータが保管されていることから問題が発生する。この点、その必要とすることが終れば、できるだけ早く、名前と個人情報とを切り離し、反復調査として長期的に分析に必要な場合は、名前を消して記号化し

てしまうのがよいという意見もある。⁽⁴⁵⁾

(3) 最後に結果の発表におけるこの問題についてである。調査結果の発表、調査報告が個人の暴露となってしまうケースがある。これはニューヨーク州北部の小さなコミュニティ、スプリングダルの調査で、統計調査であることを強調しながら、発表にケース的提示を含め、それが匿名で記述されたものの、小社会のことで、それが誰だれであるか暴露されてしまったのである。⁽⁴⁶⁾ 調査者は対象社会からも他の研究者たちからも厳しく非難され、調査におけるプライバシーと秘匿性について大論議に発展した。調査結果の発表については、個人を暴露する手がかりを決してあたえることのないよう慎重であらなければならぬ。ケース提示の場合、そのこと自身と発表内容について、本人の十分な了解と同意を得るものでなければならぬ。

その他発表の問題はいろいろとある。たとえばある地域調査は、病理問題多発地帯として結果が発表されれば、地域のイメージは損なわれ、差別される悪い結果を生むかもしれないし、福祉施策の充実をうながしよき結果を生むかもしれない。あるがままをすべて発表するのが科学の要請であろうが、人間社会の実情はそれを許さない、いろいろなことがある。錯綜する社会的、政治的状況の中で、調査の課題や対象社会の何であるかによっては、調査者は嵐の中に巻きこまれる可能性もある。結果の発表がどういう影響をもたらすのか完全に予測することは困難であり、結局は調査者の決断であろう。ベッカー(H. S. Becker)は何を発表するかについては一般的な解決策はなく、最終的には個人の良心による以外にないという。⁽⁴⁷⁾ なお、当然のことであるが、調査者は科学者であり、文学者やジャーナリストではないのであるから、事実をもつてのみ語る、客観性により厳しく徹しなければならぬ。

5 調査方法・技術についての研究

調査者は、科学者であり、そして人間である。対象者は調査の中で尊重されるとともに、人間として尊重され、調査者はその福祉について深い思いをいたすのでなければならぬ。また彼は、科学者として科学に忠実であり、よき科学

者たらねばならない。調査は真に重要で有用なものであつてのみ行ないうるとした。当然のことであるが、行なつた以上、その調査は最後までやり遂げなければならぬ。調査票の回収だけでは調査は何の価値もなく、まとめ終えて結果として発表されて初めて意味がある。そこまで完了しなかつた調査は、調査者には一つの経験として将来に役立つであろうが、対象者は何を得たことになるであらうか。われわれは全く無益なことののために、対象者の生活を妨げ、プライバシーに侵入し、調査協力の善意を踏みにじつたことになる。科学者としても人間としても許されないことである。調査は企画・実施・結果の分析・報告書作成からなるが、これが全部、とにかく終ればよいというわけではない。その全過程の中にいろいろの不備があるとすれば、有用な調査でありながら真に有用たり得ない。たとえば調査票における不備が多々あり、質問が不適切であるなら、事実がどれだけ正しく把握できたであらうか。完全無欠であることは不可能に近い。しかしわれわれは事実を事実として明らかにするための絶えざる努力をしなければならぬ。調査にとりあげた課題についての理論的研究、調査の方法論的・技術的な研鑽を怠らず、その向上をはかり、全能力をふるつて調査をやり遂げるのでなければならぬ。すぐれた調査であり、信頼できる価値ある知識を生み出すこと、それが調査者の責務であり、そのこともまた、対象者尊重にはかならない。

バルマーは、プライバシーと調査、そのいづれをも絶対化すれば問題の解決はないとした。⁽⁴⁸⁾ バージェス (R. G. Burgess) は、調査者が絶対に倫理に反しないためには調査をしないことしかなく、しかし調査を責務とする以上、調査者は調査遂行の中で絶えざる自己評価と反省によって進むしかないとする。⁽⁴⁹⁾ すなわち科学的であることと倫理的であることは、調査実践の中のたたかひとして常に存在し、調査者は前進するのである。

註

(1) 「何のための調査か(Ⅰ)——国家権力と社会調査——」「何のための調査か(Ⅱ)——民衆と社会調査——」「評論・社会科学第三号」一九七一年、『第五号』一九七二年。

社会調査とプライバシー

- (2) 上記に引いては E. Diener & R. Crandall, *Ethics in Social and Behavioral Research*, 1978. に収録されている。学会によってその後改正がなされている。
 - (3) M. Bulmer, ed., *Census, Surveys and Privacy*, 1978. 法政大学日本統計研究所訳『統計調査とプライバシー』梓出版社。一六〇—一三二ページ。
 - (4) 『前掲書』はしがき。
 - (5) 『前掲書』二〇三—二〇四ページ。
 - (6) A. R. Miller, *Assault on Privacy: Computers, Data Banks and Dossier*, 1971, pp. 129-130.
 - (7) 広田伊藤夫、隈陵淑子編『調査と人権』現代書館。一九八七年。一三三ページ。
 - (8) 山本健治編『プライバシー侵害』柘植書房。一九八八年。二五七—二五八ページ。
 - (9) 佐藤幸治「権利としてのプライバシー」『情報公開・プライバシー』ジュリスト臨時増刊。有斐閣。一九八一年。一五八—一六四ページ。
 - (10) 戒能通孝・伊藤正己『プライバシー研究』日本評論社。一九六二年。一—四二ページ。
 - (11) 和田英夫「国家権力とプライバシー」『前掲書』二九—一四九ページ。
 - (12) 伊藤正己『プライバシーの権利』岩波書店。一九六三年。一五三—一五四ページ。
 - (13) 『前掲書』一三三—一三三ページ。
 - (14) 佐藤幸治「プライバシーの擁護」『中央公論』一九七〇年四月号。
 - (15) 佐藤幸治「権利としてのプライバシー」前掲『ジュリスト』
 - (16) H. L. Manheim, *Sociological Research*, 1977, pp. 192-200.
 - (17) K. D. Baily, *Methods of Social Research*, 1982, pp. 435-436.
 - (18) G. Sjöberg, *Ethics, Politics and Social Research*, 1967, R. L. Beals, *Politics of Social Research*, 1969.
 - (19) E. Diener & R. Crandall, *Ethics in Social and Behavioral Research*, 1978, pp. 54-56.
- プライバシーな情報の範囲とインティマメートの範囲といふことであるが、一般的にはダイナミクスのいう通りであるが、たとえばトルストイの名作『クローンネル・ソナタ』におけるように、全く面識のない、そしてこれからも会うことのない全くのストレンジャーであるゆえに、自分の妻を寝とられた話をするのが、かえって可能となることもある。ふつう調査ではストレンジャー

チャー同士の一回きりの出会いであり、バルマーはこれを調査者の「もう一つの財産」として評価している。バルマー『前掲書』六七ページ。

- (20) H. W. Reeken, "Chap. I, An Overview," R. F. Boruch & J. S. Cecil, eds., *Solutions to Ethical and Legal Problems in Social Research*, 1983, pp. 3-4.
- (21) J. W. Barnes, *The Ethics of Inquiry in Social Science*, 1977, p. 7.
- (22) バルマー「社会調査へのボランティアの影響」『前掲書』四一七ページ。
- (23) 伊藤正己『前掲書』五九ページ。
- (24) Boruch & Cecil, op. cit., pp. 4-5.
- (25) 藤竹 暁「日本人のボランティア意識」前掲『マニリスト』一六五—一七二ページ。
- (26) T. Dalenius, "Randomized Response," Boruch & Cecil, op. cit., p. 238.
- (27) Diener & Crandall, op. cit., pp. 55-56.
- (28) バルマー『前掲書』一一〇—一一一ページの注二二四ページ。
- (29) Boruch, & Cecil, op. cit., p. 238.
- (30) バルマー『前掲書』一四三—一九〇ページ。
- (31) 伊藤正己『前掲書』八ページ。
- (32) バルマー『前掲書』一一七ページ。
- (33) Diener & Crandall, op. cit., 31-32.
- (34) 北川隆吉「国勢調査ボランティア」前掲『マニリスト』一七六ページ。
- (35) Diener & Crandall, op. cit., p. 34.
- (36) *ibid.*, pp. 50-52, p. 65.
- (37) G. M. Sykes, *The Society of Captives*, 1964.
- (38) D. P. Warwick, "The Politics and Ethics of Field Research," Bulmer & Warwick, eds., *Social Research in Developing Countries*, 1983, pp. 326-327.
- (39) B. S. Rowntree *Poverty; A Study of Town Life*, 1901. O. Lewis, *The Children of Sanchez*, 1961. ローズ ① 産業学

Diener Crandall, op. cit., p. 53. 以下略。

- (40) Diener & Crandall, pp. 35-36.
- (41) Burns, op. cit., PR 56-57.
- (42) Diener & Crandall, p. 70.
- (43) ヴェンター『組織論』三三三頁以下。
- (44) Diener & Crandall, p. 68.
- (45) Boruch & Cecil, op. cit., 313-314.
- (46) このテーマのいくつかは拙稿「何のために調査かII」で紹介した。
- (47) H. S. Becker, "Problems in the Publication of Field Research," J. Dynner & K. M. Stubbley, *Social Research: Principles and Procedures*, 1979, p. 336.
- (48) ヴェンター『組織論』一四四頁以下。
- (49) R. G. Burgess, *In the Field: An Introduction to Field Research*, 1984, p. 207.